

東大阪市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等情報公表制度について、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定障害児通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(障害福祉サービス等情報の具体的な内容)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的な内容は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成30年4月23日障障発0423第1号）別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(報告の対象となる事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害福祉法第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

また、基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

(基準日)

第5条 基準日は、毎年度4月1日とする。

(実施期間)

第6条 実施期間は、基準日から翌年3月31日までの1年間とする。

(報告の開始日)

第7条 報告の開始日は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
基準日の属する年度の5月1日
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
当該事業者指定を受けた日

(報告の期限)

第8条 報告の期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
基準日の属する年度の7月31日
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
当該事業者指定を受けた日から1か月以内

(公表の時期)

第9条 公表の時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後2か月以内
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後1か月以内

(報告の方法)

第10条 事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合には、文書等による報告も可能とする。

- 2 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請時に本要綱別表「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」を市長に提出するものとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときは、公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

- 2 前項以外の事項については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、市長が必要と認める場合は、事業者に報告を求めることができる。

(命令を受けた事業者の取扱い)

第12条 事業者は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づき、報告、報告の内容の是正又は調査を市長から命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(調査の実施)

第13条 前条に定める調査に当たっては、利用者保護等の観点から、市長が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものとする。また、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。

- 2 事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の各号に該当する場合等、市長が公表を行うため必要と認める場合に行うものとする。
 - (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
 - (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
 - (3) 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
 - (4) その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(情報の公表)

第14条 情報の公表の方法は次の各号のとおりとする。

(1) 手続き

市長は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。

また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

市長が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

① インターネットによる公表

市長は、事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較することを支援するため、公表システムを通じてインターネットによる公表を行うものとする。

また、市長は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

② その他の公表方法

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

③ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

(苦情等の対応)

第 15 条 公表されている情報に関する苦情等の窓口は福祉部指導監査室障害福祉事業者課とする。

(委任)

第16条 この要綱の執行に関し、その他必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。